

一般社団法人携帯端末登録修理協議会定款

令和2年6月12日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人携帯端末登録修理協議会（略称MR R）と称し、英文では、Mobile Terminal Registered Repair Council と表記する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、電波法令に定める登録修理業者による特別特定無線設備の修理及び電気通信事業法令に定める登録修理業者による特定端末機器の修理（以下「登録修理」という。）事業に対する利用者の信頼感を醸成し、かかる登録修理業者制度の健全な発展を促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登録申請手続等に関する支援。
- (2) 修理した端末の特性試験の受託。
- (3) 登録修理に関する調査、研究及び関連団体等との連携。
- (4) 登録修理業者に対する関連法令の周知並びに普及啓発及び情報提供。
- (5) 前各号の事業に付帯する業務及びその他当法人の目的を達成するために必要な業務。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(1) 正会員は、登録修理業者及び将来的に登録修理業者となろうとする個人又は法人並びに前二者以外の者で第3条に定める当法人の目的に寄与することが見込まれ、又はこれに関連する業務を営んでいる個人又は法人。

(2) 賛助会員は、当法人の目的に賛同する個人又は法人。

(入 会)

第6条 当法人へ入会しようとする者は、理事会宛に書面をもって申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、入会の申込みを受けた場合は、予め定められた基準に則ってこれを審査し、基準に合致している限り、入会を承認するものとする。

(会費)

第7条 会員は、当法人が定める会費を納入しなければならないものとし、会費の種類、金額、徴収方法等は、社員総会（以下「総会」という。）の決議又は総会の決議によって別途定める会費に関する規約によってこれを定める。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会宛に書面をもってその旨を届け出ることにより、任意にいつでも当法人を退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当した場合、総会の決議によって当該会員を当法人から除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の当法人の定める規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、自動的に会員としての資格を喪失し、当法人から退会する。

- (1) 会費その他当法人へ支払うべき金銭を、納入期限から起算して3ヶ月経っても支払わなかったとき。
- (2) 法人の会員が解散したとき又は個人の会員が死亡したとき。
- (3) 会員としての活動を継続できない客観的な事由が生じ、理事会がその旨を認めたとき。ただし、理事会は、事前に当該会員から事情を聴取し、それを踏まえて判断するものとする。

(会費等の不返還)

第12条 会員が会員資格を喪失した場合には、事由の如何を問わず、会員が既に当法人に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 正会員及び賛助会員の会費等の金額
- (6) 正会員又は賛助会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第15条 総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

（招集手続の省略）

第16条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（決議の方法）

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (6) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の決議の省略)

第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(理事の資格)

第22条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数の決議をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の選任の方法)

第23条 当法人の理事及び監事の選任決議は、総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、

前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第30条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第31条 当法人は、法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当

法人の使用人でないものに限る。)又は監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第30条の責任の免除及び第31条の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以

内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられていない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は法令の規定により監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第36条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長、副理事長と監事がこれに署名又は記名押印し、10年間

主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 事務局及びその他の組織

(事務局)

第41条 当法人に事務局を置き、当法人の庶務にあたる。

- 2 事務局には、事務局長1名及び職員若干名を置き、事務局長は理事長が任免する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 当法人は、その他の組織として、連絡会・部会・オブザーバー等を置くものとし、理事会の決議により別に定める。

第8章 会計

(財産の管理・運用)

第42条 当法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次

の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及

び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不配当）

第46条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第9章 基金

（基金の募集）

第47条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定する。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第48条 当法人の基金は、当法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

2 拠出者より払込み又は給付のあった基金は、当該拠出者からの預かり金と

し、この定款の定めに従って拠出者に返還される。

- 3 基金の返還に係る債権には利息を付さない。
- 4 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。
- 5 基金の拠出者は、当法人の運営につき議決権その他の権限を有するものではない。
- 6 基金の拠出者は、当法人の会員たる地位を兼ねることができる。

(基金の返還手続)

第49条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議の上、法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第51条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第54条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住所)

永 田 清 人

(住所)

塚 越 慎 司

(設立時の役員)

第55条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 永 田 清 人

設立時理事 塚 越 慎 司

設立時理事 西 井 希 伊

設立時理事 西 山 耕 平

設立時理事 望 月 弘 晃

設立時理事 高 橋 豊

設立時監事 竹 内 英 俊

(設立時の代表理事)

第56条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

(住所)

設立時代表理事（理事長） 永 田 清 人

(住所)

設立時代表理事（副理事長） 塚 越 慎 司

(最初の事業年度)

第57条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2019年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第58条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人携帯端末登録修理協議会を設立のため、設立時社員永田清人外1名の定款作成代理人である司法書士鶴和千秋は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年9月14日

設立時社員 (住所)
永田清人
設立時社員 (住所)
塚越慎司

上記設立時社員2名の定款作成代理人
東京都港区六本木三丁目16番12号
司法書士 鶴和千秋

附則 (令和元年5月改正)

この規程は、令和元年5月31日から一部を改正し、施行する。

附則 (令和2年6月改正)

この規程は、令和2年6月12日から一部を改正し、施行する。